

# 頼んだ覚えのない商品が送られてきた!?



突然「商品を送る」と電話が入り、「注文していない」「いらない」と断ると脅されたり、「あなたの注文通りに作ったから返品できない」などとキャンセルを拒否したり、断ったにもかかわらずいきなり代金引換で送ってくる「送りつけ商法」の被害が増えています。また、伝票に記載された事業者に連絡しても電話がつかないなど悪質なケースも見られます。



## 注文(承認)していないのに一方的に商品を送りつけられた

- ▶ 支払いに義務はなく、受け取る必要もありません。
- ▶ 受け取ってしまった場合は、商品が送られてきた日から14日間(販売業者に引取りを請求した場合は、その日から7日間)を経過すれば自由に処分できます。

## 電話で勧誘され承認してしまった場合、クーリング・オフできます

- ▶ 特定商取引法に定められている書面を受け取った日から8日間クーリング・オフすることができます。ハガキはコピーを取り、送った記録が残るよう特定記録便などで出しましょう。

## 家庭での注意

### きっぱり断る

電話で勧誘されても必要がなければ毅然と断りましょう

### 受け取り拒否

覚えのない商品は受け取りを拒否しましょう  
また、必ず送り元の連絡先を控えておきましょう

### 絶対お金を払わない

お金を支払ってしまうと代金を取り戻すことは難しくなります

おかしいと思ったら、お住まいの区市町村の消費生活センターに相談しましょう。